

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(附属の設備の利用料金の上限額) 第7条 条例別表第2に掲げる特別利用料金の上限額のうち電気料の上限額は、別表第1に掲げるとおりとする。 2 [略]	(附属の設備の利用料金の上限額) 第7条 条例別表第2、 <u>別表第3</u> 及び <u>別表第4</u> に掲げる特別利用料金の上限額のうち電気料の上限額は、別表第1に掲げるとおりとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。